令和６年 10 月１日～令和７年 12 月 25 日まで、**「人物シリーズ『継』」**と題して、憲政史上に名を残し、かつ血縁や地縁、来歴などに縁を持つ２名の人物を取り上げ、５回に分けて展示します。

企画展示のご案内

人物シリーズ『継』第１回
大久保利通・牧野伸顕」
令和６年 10 月　１日（火）から
12 月 26 日（木）まで

第１回は、明治維新の立役者の一人である大久保利通と、その次男で長きにわたり外交や政治などの分野で重きをなした牧野伸顕を取り上げています。

展示期間終了が近づいておりますので、この機会にぜひお立ち寄りください。皆様のご来館を心よりお待ちしております。

大久保　利通

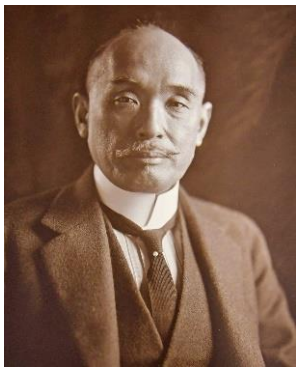
牧野　伸顕

「人物シリーズ『継』第２回
伊藤博文・山縣有朋」
令和７年１月　７日（火）から
３月 30 日（日）まで

第２回は、近代日本の礎を築いた伊藤博文と山縣有朋を取り上げます。大日本帝国憲法制定に寄与した伊藤、近代軍制を造り上げた山縣、２人の功績を関係資料により紹介します。

伊藤　博文

山縣　有朋

次回は、令和７年４月１日から６月 29 日まで「西園寺公望・原敬」を取り上げる予定です。

もう一つの議会史～国会職員オーラルヒストリー～Ⅳ
氏原　建吾さん（その４）

前号では、衛視副長時代、解散、総選挙後の各派協議会提出資料の作成、記章帯用証のＩＤカード化について掲載しました。最終回の今号では、衛視長になってから退職されるまでについて紹介します。

＜氏原建吾＞（うじはら・けんご）

昭和23年１月生まれ。昭和41年４月から衆議院事務局警務部で勤務。平成12年衛視長、平成16年警備課長などを歴任し、平成20年３月警務部副部長警務課長事務取扱を最後に退職

【衛視長時代】

―― 平成12年４月に衛視長になられます。衛視長とは衛視にとってどのような存在・立場なのですか。

○氏原氏　衆議院衛視の職制には、衛視長、衛視副長及び衛視の３種があります。いわゆる衛視班長の呼称は実際上のもので、衛視の階級に属します。そして、議院事務局法第８条は「衛視長は、上司の命を受け警務を掌り、衛視副長及び衛視を指揮監督する」と定めていますが、この第８条は、立法者の衛視長に対する期待が盛り込まれていると捉えています。

そこで衛視長の存在・立場という観点から指揮と監督の２通りの核心に分けて解釈することもできますが、ここでは指揮について、その意味を明らかにしたい。

そもそも衛視は、議長の指揮の下に、衆議院の秩序を保持し、議院警察の実行に当たるのを本務としています。この議長の指揮は、通常、議長、事務総長、事務次長、警務部長、警備課長、衛視長、衛視副長、衛視という系統によってなされます。しかし、衛視がその職務を行うに際し、ことごとく議長の命令・指示を待たなければならないというものではなく、通常一般的な事柄については、警務部長に委任するか、あるいは、衛視服務心得や衛視勤務規程などによって、あらかじめ指示・命令がなされています。そうだとしても、第一線で勤務する個々の衛視が、現実に職務を執行する際、果たして国会関係法規あるいは依拠すべき包括的、一般的な指示、命令をどこまで解釈し、適用し、そして判断が許されるのか、その疑問や問題は依然として残る。だから、衛視勤務規程は「○○のときは、衛視長の指揮を受けなければならない」「○○の場合には、衛視長の指示を受ける」などと定めているのです。昭和23年、先人がこの衛視勤務規程を制定するとき、その背後に院内でどのような問題があったのか。様々な問題にどう対処するつもりで規定が作られたのか。衛視長は、責任の重要性と、あるべき姿をよく理解している存在・立場にあります。

【警備主幹時代】

―― 平成15年１月に警備主幹になられます。同年７月16日の衆議院法務委員会で、河村たかし委員の質問に際し、氏原さんは委員室にいらっしゃいました。

○氏原氏　民主党河村委員の第156回国会衆議院法務委員会での質問に際し、答弁席に着かれたのは谷福丸衆議院事務総長と井上茂男警務部長。私は警備主幹として陪席しました。

河村委員の質問は、衆議院が構内に設置した監視カメラ（呼称は後に「防犯カメラ」となる。）に関わることでした。これに対する答弁は、谷事務総長は主に監視カメラを設置した経緯について、井上警務部長は、監視カメラの運用及び契約に関する質問に対して答弁することになりました。

私の立場は、河村委員の監視カメラ運用に関わる質問について、井上警務部長に助言することです。

―― 衆議院に監視カメラを設置した経緯とは何ですか。

○氏原氏　二つあります。

一つは、谷事務総長によると、平成 12 年７月、藤井孝男衆議院議院運営委員長から、国会を含め衆議院のセキュリティーをどのようにしたら安全・適切に保つことができるかとの観点から問題提起があったこと。藤井議院運営委員長の指示で事務局内に「セキュリティー協議会」を設置。セキュリティーがどうあるべきかが協議され、結論が監視カメラを設置することでした。

もう一つは、監視カメラが増設されたこと。すなわち、私が警備課衛視長のときですが、平成 13 年９月 11 日、米国で同時多発テロが発生。このときのテロ対策特別警備で各門に鉄柱ボラード（車止め）を設置するなど警備強化が図られました。この状況の中、同年 10 月 11 日、佐田玄一郎議院運営委員長の下で開かれたのが院内の警察及び秩序に関する小委員会です。会議に付されたのは宿舎を含め国会関連施設の警備強化はどうあるべきかでした。その目標を実現するための警備強化の一つが監視カメラを増設することだったのです。

―― 河村委員から質問通告はありましたか。

○氏原氏　ありました。衆議院法務委員会の前日、７月 15 日午後４時過ぎのことでした。私は井上警務部長から部長室に呼ばれ、「明日、法務委員会が午前９時 30 分から開かれる。河村委員が警務の関係で質問するそうです。質問内容を聞いてきてください」と。それは、私が警備主幹になって半年後のことでした。井上警務部長は続けてこうも言われた。「ほかに、委員部の方と会計課の方が行かれますから」と。実際、委員部、警務部、庶務部会計課の３名が質問取りをしています。河村委員の質問内容は警務部の関係では監視カメラの設置経緯や運用上の問題についてでした。

その日は、質問取りだけでは終わらなかったのです。井上警務部長の更なる指示は、河村委員対応の想定問答を書くことでした。答弁しやすいように資料を整える時間などありません。井上部長の知性を傾けることをやめない姿勢に対し、一つ一つ丁寧にネジを締めていく作業は深夜まで続き、鍛えていただきました。

―― 河村委員は、監視カメラの「運用ルールってあるわけ」と質問していますね。

○氏原氏　そのとおりです。河村委員からは警戒感が示されたのです。運用ルールのことでは法務委員会の冒頭で、森山眞弓法務大臣から、「それ（監視カメラ）が安易に設置されて、記録されたデータが目的外に使われるというようなことがあっては、個人の肖像権とかプライバシー権の保護の観点から極めて問題である」との認識が示されたのです。

こうした文脈もあり、井上警務部長が「運用ルールというのは存在してございません」と答弁されたとき、私はすかさず井上警務部長に「現在作成中です」と

助言しました。なぜなら、事実、私は「監視カメラ運用規程（案）」に、趣旨、基本原則、設置場所、データの記録などを盛り込んで文案を作成中だったのです。ですから、河村委員の「準備等はしてあるのか」という次の質問に対して、井上警務部長は「現在作成中でございます」と答弁された。

――　なぜ警備主幹のとき監視カメラ運用規程を制定しようと考えたのですか。

○氏原氏　そもそものきっかけは監視カメラという言葉で、私が警備企画担当衛視長のときに思い出した、東京高等裁判所、昭和63年４月１日判決です。それは、赤坂正浩共著『基本的人権の事件簿』からの引用ですが、「東京の『山谷』という地域の派出所前にカメラを設置し、録画して犯罪の証拠として用いた刑事事件です。この判決では、本人に無断で写真やビデオを撮影することは原則として許されない、例外的に犯罪の証拠として用いるといった場合にだけ許されると判示した」というものです。

その後、平成15年３月、第156回国会に個人情報保護関係５法案が政府から再提出されました。この関係５法案は、私が警備主幹のときの平成15年５月23日に成立しています。「個人情報の保護に関する法律」の法制の趣旨は、個人情報の適正な取扱いに関する一般的なルールを法的に確立することにありました。具体的には、この法律の趣旨や基本的な考え方を実際に個人情報を取り扱っている事業者、例えば衆議院警務部無線係で運用している監視カメラなどについて明らかにしたのです。すなわち、この法律は、お膝元の衆議院警務部に突き付けられた最優先の課題でもあったのです。

――　それで監視カメラ運用規程案を書き上げたのですね。

○氏原氏　書き上げました。参考にした本は、平成15年８月10日に出版された、当時の内閣官房個人情報保護担当室において実際に法案作成に携わった担当者が執筆した「個人情報保護基本法制審議会編『Ｑ＆Ａ個人情報保護法』」です。この本から教えられたことは、監視カメラ運用規程（案）には、基本原則、設置場所、記録データの目的外使用の原則禁止などを定めるということでした。

そして、平成16年３月、伊藤和子衆議院法制局法制企画調整部企画調整監外２名の方に、「監視カメラ運用規程（案）」の法制審査を依頼しました。その結果、監視カメラという文言は、国会にふさわしくないので「防犯カメラ」になりました。こうして作成した「防犯カメラ運用規程（案）」は、平成16年３月16日、鈴木恒夫警察小委員長の下、院内の警察及び秩序に関する小委員会で審議に付され了承されたのです。

【防災課長時代】

――　平成16年１月に防災課長になられます。河野洋平衆議院議長に議長執務室で議長警察権について説明されました。

○氏原氏　はい。河野衆議院議長に警務部の組織や仕事内容についての説明を平成16年、衆議院議長公邸の議長執務室で、齊藤正警務部長と私とで行いました。

河野衆議院議長は、第158回国会の平成15年から平成21年まで憲政史上最長（当時）の期間にわたって衆議院議長を務められた[1]。それは、私の警備主幹から警務部副部長の期間に重なります。

私の説明は、そもそも議長が議院内部全般の秩序維持権（国会法第19条）と、それを実現するための強制権である議長

[1] 平成17年８月８日～平成17年９月20日　解散中

警察権（国会法第 114 条）を併せ持っていることから、これら法規の基本的な考え方や特色について簡潔に触れながら、警務部衛視の担うこととは何かを示すことでした。すなわち国会法第 19 条は、議長の職務権限の一つとして、議院内部全般の秩序を維持する広義の秩序維持権を定めています。この広い意味における議長の秩序維持権は、衛視の職務という観点からは、議長警察権（国会法第 114 条）と会議における秩序維持権（国会法第 116 条～第 118 条など）の二つの類型に分けることができます。

議長警察権についてみると、その及ぶ範囲は、本会議又は委員会のみならず「議院内部」（議事堂の囲障内）であり、対象となる者は、議員に限らず、傍聴人、記者など院内にある全ての者と解されています。そして、議長警察権を行使するのは議長であり、衛視及び警察官を指揮して行いますが、警察官は議長が必要と認めるときに派出を要求するのですから（国会法第 115 条）、第一次的には国会職員たる衛視がこれに当たる点に意義があります。

一方で会議における議長の秩序維持権の内容は本会議の議事運営上の秩序を保持する権限を含むことはもちろん、広い意味における議長の秩序維持権には、いわゆる内部警察の権を含むものと解されています[2]。実際、議長から退場を命じられた議員がその命令に従わないとき、議長は衛視をしてその退場を執行させるという先例が確立しているのです。

以上のことを踏まえて説明は、これまでの警務部の長い歴史の中で積み上げられた実例などを含め、主に次の３点を挙げることにしたのです。

第一に、通常一般的な事項については、警務部長に委任するか、あるいは、あらかじめ包括的になされていること。この包括的な指揮命令には、例えば、議長の定めた衆議院傍聴規則や衆議院記章規程などがあります。

第二に、議場では、議長は直接、衛視を指揮することができること。例えば、平成４年６月 13 日、村山喜一副議長は、降壇を命ぜられた議員がその命令に従わなかったので、衛視をして降壇を執行させています。

第三に、政治的背景を持つ事案については、議長がこれを決すること。例えば、平成８年３月４日から 22 日間、衆議院第一委員室入口が議員によって封鎖されました。土井たか子議長は、「違法な封鎖を解かないときは、議長の職務に従って行うこともあり得る」と述べています[3]。

【後進に伝えたいこと】

―― 平成 20 年３月、警務部副部長を最後に退職されます。後進に何か伝えたいことはありますか。

○氏原氏　新しい時代を生きる衛視へのメッセージがあるとしたら、冊子『議長警察権に関する文献』を、広い視野をもって読み込んでほしい。ここでは、議長警察権に関する法律専門家の著書や研究論文、委員会議録、『判例時報』[4]（「衛視の職務権限」）などを紹介し、全体を構成しました。本書を通じて私が問うているのは、議長警察権の根本的な考え方や課題を解決する方法。ここにはそれを教えてくれる根幹があります。

（完）

---

[2] 鈴木隆夫著『国会運営の理論』

[3] 篠田憲明著『第百三十六国会・座り込み二十三日間の詳報』

[4] 判例関係情報や法的時事を紹介する目的で月３回発行される雑誌

2025年 令和７年 衆議院憲政記念館カレンダーを作成しました

年の瀬も迫りつつありますが、年末年始にはご親族やご友人と集まり、人生ゲームなどのボードゲームで遊んだ経験がある方も多いかもしれません。古くは双六や福笑いなどが、お正月の日本の遊びとして定着してきました。

双六を調べてみると、江戸時代には、観光名所、人気の歌舞伎役者、町人から長者への出世など、当時人気のあったものを題材にして、多くの双六が作られていたようです。

憲政記念館でもユニークな双六を所蔵しており、この双六画像をモチーフとしたカレンダーを作成して、現在、館内にて来館者に配付しています。これは、明治時代に刊行されていた団団珍聞（まるまるちんぶん）という雑誌の付録として配られた「国会議員誉の双六」（こっかいぎいんほまれのすごろく）というもので、当時の世相を知ることができる、風刺とユーモアに富んだ貴重な資料です。

団団珍聞は、1877年（明治10）３月から1907年（明治40）まで刊行され、社長の野村文夫の外国での知識と経験を素地として、風刺の技法をもって政府の施策を批判したもので、当時の世相を知ることが出来ます。

双六カレンダーは来年１月半ば頃まで配付する予定ですので、この機会に是非憲政記念館に足をお運びください。

憲政記念館は、年内は12月26日まで開館し、翌年１月７日より開館いたします。
国会前庭は、年内は12月28日まで開園し、翌年１月４日より開園いたします。

【発　行　人】　青山　卯女
【編集責任者】　東山　哲道
【印刷・発行】　衆議院事務局　憲政記念館
〒100-0014　東京都千代田区永田町1-8-1
TEL：03-3581-1651

本紙について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。引用される場合には出所を明示し、また、転載等を行う場合にはあらかじめ当館へご連絡ください。